

	新商品等開発事業	販売促進事業	施設・機械設備等整備事業
事業名 及び内容	講師謝金や講師の交通費、市場調査費など新商品の開発に必要な経費を補助します	商品・サービス等の広告宣伝、パッケージ開発、受発注システム導入に必要な経費を補助します	事業化や拡充に必要なとなる施設や機械等の整備に必要な経費や原材料生産に必要な機械の導入費を補助します
申請 できる方	農林漁業者のみ		農林漁業者及び商工業者
補助率	対象経費の2分の1以内		
補助上限額	100万円		500万円
対象経費例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講師の謝礼や交通費</li> <li>・ 試作品開発費</li> <li>・ 市場調査経費</li> <li>・ 試食会開催経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウェブサイト作成費</li> <li>・ パッケージ開発費</li> <li>・ 商品パンフレット作成費</li> <li>・ 受発注システム導入費</li> </ul> <p>※6次産業化した新商品の販売開始から1年経過日より前に取り組みを開始したものに限ります。</p>	<p>①加工・販売に必要な施設・機械に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工設備やレストラン等※の改修や整備費</li> <li>・ 加工設備やレストラン等※に付帯する販売施設の整備費</li> <li>・ 加工、製造、包装に必要な機械等の新規導入費</li> </ul> <p>※補助対象となるレストラン等には所定の要件があります。 ※不動産に係るものは市内での実施に限ります。</p> <p>②原材料生産に必要な機械に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産に必要な専用機械の導入費</li> </ul> <p>※①に該当する整備または導入と併せて実施する場合のみ対象となります。</p>
申請可能 回数	事業ごとに1対象者、1年度につき1回まで		1対象者につき1回まで